

駐車監視員活動ガイドライン

【葛飾 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	国道6号	水戸街道	立石5-3先立石五丁目交差点	四つ木1-7先四ツ木橋及び新四ツ木橋の間	7-22	
2	主要地方道315号	蔵前橋通り	東新小岩2-28先総武陸橋下交差点	西新小岩1-1先平井大橋	7-22	
			奥戸6-29先			
3	主要地方道318号	環七通り	高砂1-19先青砥橋	東新小岩2-28先総武陸橋下交差点	7-22	
4	主要地方道308号	平和橋通り	堀切4-59先	堀切4-58先堀切五丁目交差点	7-22	
			堀切3-9先	新小岩1-57先		
5	主要地方道60号	奥戸街道	立石1-1先奥戸街道入口交差点	奥戸9-2先	7-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道307号	柴又街道	鎌倉3－28先柴又五丁目交差点	鎌倉1－34先	7－20	
2	都道314号	川の手通り	堀切4－26先	堀切4－58先	7－20	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(水戸街道、蔵前橋通り、環七通り、平和橋通り、奥戸街道)周辺	7－22	
2	JR新小岩駅(西新小岩1丁目、東新小岩1・2丁目、新小岩1・2・4丁目を含む)周辺	7－22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	東四つ木地区(東四つ木1丁目～4丁目)	7－20	
2	堀切1丁目地区	7－20	
3	四つ木地区(四つ木1丁目～5丁目)	7－20	
4	立石地区(立石1丁目～8丁目)	7－20	
5	東立石地区(東立石1丁目～4丁目)	7－20	
6	西新小岩地区(西新小岩3丁目～4丁目)	7－20	
7	東新小岩地区(東新小岩3丁目～8丁目)	7－20	
8	奥戸地区(奥戸5・7丁目～9丁目)	7－20	
9	細田地区(細田1丁目～5丁目)	7－20	
10	鎌倉地区(鎌倉1丁目～3丁目)	7－20	
11	京成青砥駅周辺	7－20	
12	京成堀切菖蒲園駅周辺	7－20	